

令和2年12月14日

保護者の皆様

大阪狭山市教育委員会

大阪狭山市立小・中学校における教育活動について(お知らせ)
(令和2年12月改訂版)

大阪狭山市教育委員会では、令和2年6月1日の学校再開にあたり、今年度の学校における教育活動について、保護者の皆様あてに「お知らせ」としてとりまとめ、お示してまいりました。この度、文部科学省や大阪府教育庁の衛生管理マニュアル等の改訂にともない、「大阪狭山市立小・中学校における教育活動について」として、前回の「お知らせ」を次のように改訂しましたので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、この「お知らせ」は令和2年12月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には、随時見直しを行うことがありますので、ご了承ください。

■保護者の皆様へお願い

1. 児童生徒や同居の家族が新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合や、濃厚接触者に特定された場合、またPCR検査を受検することになった場合は、必ず学校までご連絡ください。(12月29日から1月3日までの期間の判明等については、1月4日に学校へ連絡してください。)
2. 学校で児童生徒が急に発熱した場合は、他の児童生徒がいない部屋で待機させたくて、保護者の方へ連絡しますので、すみやかに迎えをお願いします。

■令和2年9月1日付「お知らせ」からの主な変更点

○臨時休業の要否の判断について

児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合において、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その感染が広がっているおそれの範囲(学校全体、学年、学級)に応じて臨時休業します。学校での濃厚接触者がいない場合には、学校の教育活動を継続することとしました。

○環境衛生管理について

文部科学省より「清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要」との見解が示されたことから、学校における環境衛生管理は、こまめな手洗いと清掃活動を基本とすることとしました。

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

(1) 児童生徒について

- ・児童生徒の登校にあたっては、自宅にて検温と健康観察を実施し、「健康観察カード」や連絡帳に記入のうえ、持参させてください。学校では、教職員が児童生徒の健康状況を確認した後、教室に入るよう指導します。また、発熱等の風邪症状がある場合は学校に連絡し、登校させずに自宅で休養するようにしてください。
- ・学校の教育活動において身体的距離(1~2メートル程度)が十分とれないときは、感染拡大防止の観点から、児童生徒はマスクを着用することとします。ただし、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、体育の授業ではマスクを着用しなくてもよいこととします。
- ・気温・湿度や暑さ指数が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すよう指導する場合があります。

(2) 教職員について

- ・教職員も児童生徒と同様に、マスクの着用や手洗いによる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行います。

- ・教職員は出勤前に自宅で検温し、本人に発熱等の風邪症状がある場合は出勤せず、自宅で休養するようにします。
- ・飛沫感染防止の観点から、教卓と児童生徒の最前列の机との間隔を確保します。また、教職員は適正な大きさの声で指導を行います。

(3) 環境衛生管理について

① 清掃・消毒について

令和2年12月3日付文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020.12.3 Ver.5)」(以下「令和2年12月3日付文部科学省衛生管理マニュアル」)では、「清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要」との見解が示されており、これに基づき、学校における清掃・消毒については、下記のとおり対応します。

- ・学校における環境衛生管理は、こまめな手洗いと清掃活動を基本とし、感染が発生した場合等、必要に応じて消毒を行います。
- ・児童生徒が共通に触れるドアの取手、スイッチ、手すりは、1日に1回家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行います。

② 手洗いについて

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果을期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することが重要とされています。

- ・学校では、「登校時」「外から教室に入る時」「トイレの後」「給食の前後」「せきやくしゃみ、鼻をかんだとき」「掃除の後」「共有のものを触ったとき」に、こまめに流水と石けんによる手洗いを行うよう指導します。(ただし、学校生活の場面に応じて、児童生徒が手洗いに代えて、手指用の消毒液を用いて消毒を行う場合があります。)
- ・手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

③ 換気について

- ・児童生徒が学習する教室等では、気候上可能な限り、常時換気に努めます。(窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とします。)
- ・常時換気が難しい場合や、エアコン使用時においては、こまめに(30分に1回以上)数分間程度の換気を行います。
- ・冬季は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなるとともに、季節性インフルエンザが流行する時期であることから、手洗い等の基本的な感染症対策とともに、こまめな換気に努めてまいります。ただし、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、可能な範囲で二段階換気※を行うとともに、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導します。
 ※二段階換気…児童生徒が学習している教室の室温が下がりにくいよう、人のいない空き教室等の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を取り入れること。

2. 感染者、濃厚接触者が生じた場合の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

① 児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合

- ・児童生徒、または教職員に感染者が確認された場合において、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その感染が広がっているおそれの範囲(学校全体、学年、学級)に応じて臨時休業します。学校での濃厚接触者がいない場合には、学校の教育活動を継続します。
- ・児童生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条に基づく「出席停止」(欠席としない)とします。

令和2年9月1日付「大阪狭山市立小・中学校における教育活動について(お知らせ)」においては、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行うこととしていましたが、「令和2年12月3日付文部科学省衛生管理マニュアル」における下記の見解に基づき、直ちに臨時休業を行うのではなく、学校と富田林保健所・学校医・大阪狭山市教育委員会と相談の上、臨時休業の要否を判断することとしました。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止対策については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること
- ・基本的な感染防止対策が十分にとられている環境下では、感染は大きくは広がりにくいという認識の下、(学校以外の)他の社会経済活動では、感染者の発生により直ちに閉鎖や活動停止までは行わないことも多いこと
- ・10代以下では、罹患率が他の年代と比べて低いこと
- ・感染者が発生しても臨時休業を全く行わない事例が増えてきているが(10月には54%)、これまで学校関係者に感染者が発生した事例をみると、学校内では感染が広がらなかった事例が大部分であり(感染者が1人でとどまった事例は1,996件中1,552件で約78%)、逆に大きく広がった事例は限られていること(5名以上の事例は1,996件中52件で約2.6%)

※なお、臨時休業を行う場合は、学校から保護者へ連絡しますが、学校全体を臨時休業とする場合を除き、公表は行いません。

②児童生徒、または教職員の家族に濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の家族に濃厚接触者がいる場合は、保健所等関係機関と相談の上、個別に対応します。
- ・保健所により、濃厚接触者にあたりと特定された児童生徒は、学校保健安全法第19条に基づき、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の「出席停止」(欠席としない)とします。

(2)発熱や風邪症状がある児童生徒の出席停止措置について

- ①児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合の欠席は、1日目であっても「病欠欠席」ではなく、「出席停止」(欠席としない)とします。
- ②令和2年12月現在、大阪府内では新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しており、「大阪モデル」の警戒レベルが「イエローステージ」から「レッドステージ」に引き上げられました。同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、感染拡大防止の観点から、児童生徒の登校を見合わせることをご検討ください。(この場合も「出席停止」とします。)
- ③児童生徒本人や同居の家族に次の症状がある場合は、「新型コロナ受診相談センター(帰国者・接触者相談センター)TEL:06-7166-9911」へ連絡し、感染の可能性やその後の対応について相談してください。

- A. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- B. 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- C. 妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- D. 上記A、B、C以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合

3. 学校における教育活動について

(1)学習活動について

- ・各校では、臨時休業期間中(令和2年3月分を含む)の予定を含めた各学年の学習内容の指導状況を定期的に調査・把握しております。その結果、各校で今年度中に各学年の学習内容を終わることができる予定です。

- ・大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における専門家の意見や大阪府立学校における取組みの基本的な考え方等を踏まえ、「大阪モデル」の警戒レベルが「レッドステージ」の期間中においても、分散登校・短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続します。ただし、感染症対策を継続して行うとともに、特定の教育活動(下表)については制限して実施します。
- ・陽性者発生時の社会的影響を踏まえ、年末年始(12月29日から翌年1月3日)の教育活動(部活動等を含む)は行わないこととします。

【レッドステージ期間中に制限する特定の教育活動】

感染リスクの高い活動	長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等はありません。 (例) ・音楽:室内で児童生徒が近距離で行う合唱 ・体育:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動 ・家庭:児童生徒同士が近距離で活動する調理実習 ・その他、児童生徒が近距離で行う活動
府県間の移動を伴う教育活動	旅行(移動)先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合、中止とします。
部活動	各競技団体等のガイドライン等に基づき、一部活動内容を制限する場合があります。

(2) 長期休業について

- ・本年度の冬季休業および春季休業は、例年通り下記の期間とします。

長期休業の種類	期間
冬季休業	令和2年12月25日(金) から 令和3年1月6日(水)
春季休業	令和3年3月25日(木) から 令和3年4月7日(水)

(3) 卒業式について

- ・現時点では、小学校は令和3年3月19日(金)に、中学校は3月12日(金)に、感染対策を講じたうえで、規模を縮小して実施する予定です。

4. 児童生徒・保護者の心のケアに係る相談窓口について

- ・新型コロナウイルス感染症対応により、日常生活が大きく変わる事態となり、子どもたちは、友人関係や学習、進路や将来のことなど、様々な思いや悩みを抱きながら休校中の生活を送ってきたと考えられます。
- ・児童生徒が悩みや不安について相談できるよう、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が教育相談を受け付けておりますので、各小・中学校または下記連絡先までご相談ください。
- ・また、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものです。
- ・本市では、このような偏見や差別が生じないよう、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、児童の発達段階に応じて啓発を行ってまいります。(新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談も、各小・中学校や下記連絡先で受け付けております。)

(児童生徒・保護者の心のケアにかかる相談連絡先)

- 「大阪狭山市教育委員会教育部学校教育グループ」：Tel 072-366-0011(内線 809)
- 「新型コロナ こころのフリーダイヤル」：Tel 0120-017-556
※令和2年10月1日～令和3年3月31日、午前9時30分～午後5時(土・日・祝日・年末年始も実施)
- 「すこやか教育相談 24」：Tel 0120-0-78310(無料) 24時間対応の電話相談です。